

第1回



無料

相続登記等相談会

高松法務局寒川出張所（さぬき市寒川町）で開催します！

相続登記の義務化について知りたい。

法務局

- ・遺産の分割について聞きたい。
 - ・相続登記の手続について知りたい。
- など

司法書士会

土地家屋
調査士会

相続に備えて

- ・土地の境界をはっきりしておきたい。
 - ・土地を分割したい。
 - ・未登記の建物を登記したい。
- など

令和6年4月から
相続登記が義務化されました！

詳しくは高松法務局ホームページまで→



日時

令和6年9月12日（木）
午後1時から午後4時まで
（秘密厳守・相談時間は30分です）

場所

高松法務局寒川出張所
2階事務室
さぬき市寒川町神前1641-1

◆◆相談は予約制です。下記までご連絡ください。◆◆

【相談予約先】高松法務局 民事行政調査官室

連絡先：087-821-6342（平日9:00-17:00）

主催：高松法務局・香川県司法書士会・香川県土地家屋調査士会